

有料老人ホームの適切な運営について

～能登半島地震を踏まえた自然災害 BCP の見直し～

社団法人 全国有料老人ホーム協会

事業部部長 松本 光紀

はじめに

2024 年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県、および近県に甚大な被害をもたらし、死者 412 名(うち災害関連死 185 名)、全壊家屋は 6,425 棟にのぼりました。

お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表し、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

有料老人ホームは、設置運営指導指針において「自然災害 BCP」の策定と職員への周知、必要な研修・訓練の定期的な開催等に加え、その定期的な見直しが義務付けられています。

本協会は、過去の大地震への対応を踏まえ、2021年8月に自然災害 BCP モデルを策定しました。ここでは平時の運用を通して PDCA サイクルでの見直しを図ることも規定しています。しかしながら、ホームがどのような視点で課題を抽出するかは、被災したことのない状況ではなかなかイメージができないことも事実です。

そこで本協会が、金沢市が開催する「令和6年度有料老人ホーム事業者集団指導」での講演受託に当たり、金沢市と市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のご協力を得て、能登半島地震に際して各ホームがどのような対応を図られ、どのような課題を持たれたのかなどの調査を実施し、今後につながる多くの貴重なご意見をいただきました。

その時に何が起こり、どう対応したのかを知ることは非常に参考になります。

各ホームにおかれましては、本紙の内容を自ホームの状況に置き換えてお考えいただき、今後の大規模災害に備えて BCP の見直しを図られ、いざというときにご入居者と職員の命を守る行動をとられるようお願いいたします。

1. 能登半島地震の概要とホームの被害

(1)地震の概要

①発生日時

○令和6年1月1日 16:10

②震源及び規模(石川県)

○場所:石川県能登地方(北緯 37.5 度、東経 137.3 度)

○震源の深さ:16km

○震源域/能登半島西方沖から佐渡島西方沖にかけて伸びる活断層

○規模:マグニチュード 7.6

16:06 に M5.5 の前震が発生し最大震度 5 強を観測。16:10 に本震が発生し、その後も最大震度5弱以上の強い余震が繰り返し発生(1か月間に 17 回)。

③石川県内の震度(震度 5 強以上)

震度7 志賀町、輪島市

震度 6 強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町

震度 6 弱 中能登町

震度 5 強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町



(出典:日経 xTECH)

(2)発生時の状況

○調査へ回答された 52 ホームの総居室数は1,921室、入居者は1,767名で、入居率は約92%であった。

○地震発生が夕食前の午後4時過ぎで、要介護者の多いホームでは1階の食堂などにご入居者が集まっていたところが多く、安否確認の時間を省略できた。

○出勤していた職員は348名、平均すると1ホーム当たりで、34名の入居者に対し職員7名が勤務していたことになる。

○ただし、正月シフトのため職員が2～3名で手薄、参集をかけても職員の所在が分からないケースがあった。こうした場合には、休日等の緊急参集方法を見直す必要がある。

有老協・自然災害 BCPモデル(2021.8.18 Ver1.0)

B1. 被災想定

1. 地震発生時刻 冬季(積雪期)の平日朝5時(夜勤帯)
2. 想定震度 震度5弱以上
3. 浸水／津波 ハザードマップ上でリスクなし
4. 液状化 液状化の可能性は低い地域
5. ライフライン停止率予測 (略)

(3)入居者の被災

○地震発生時に居室内の物が散乱した、との報告が複数寄せられた中で、受傷した入居者は2名に留まった。内容は、居室内で棚の上に置いてあったテレビが落下し、足に当たり擦過傷を負ったケースと、棚の上にあるガラスの物が落ち、割れた破片を触り手に切り傷を負ったケースであった。

(4)建物・設備の損傷

①建物構造と被害程度の関係

○回答があったホームの建物構造は以下の通り。

鉄筋コンクリート造	34.6%
鉄骨造	50.0%
木造造	15.4%

○63.5%のホームでは、建物や設備に何らかの被害が生じた。しかし、市内の各所は地域特性により被害の様相が異なることから、特に建物の構造と被害の重大度に有意な相関性は見られなかった。

○この「地域特性」では、金沢市内の住宅約 5,850 棟が損壊したほか、崖崩れや液状化なども発生した。同じ市内でも例えば金沢駅から南東の造成地にある田上新町では、新興住宅造成地で複数の住宅が斜面を崩落した。関連して、東日本大地震の際に埼玉県や千葉県で発生したように、内灘町からかほく市の干拓地では広範囲で液状化被害が生じた。

○このように、同一市内でも地域によって起こりうる被害が大きく異なるので、国土地理院のサイト「重ねるハザードマップ」等を活用してリスクを詳細に把握したい。

②建物の損傷確認までに要した時間

○ホームのほとんどが、2時間以内に建物の点検を実施した(93.6%)。本地震ではライフラインの停止がなく、初動業務は入居者対応に集中できたこともあり、発生後数分から1時間以内に約 80% のホームが建物の点検を行えている。

○他方で、正月の勤務シフトで手薄な状況にあったホームでは、建物の点検が1日以上遅れていることから、BCP の見直しに際しては日勤帯と夜勤帯、それぞれでの対応について検討する必要がある。

30分以内に実施	1時間以内に実施	2時間以内に実施	1日以内に実施	2日以内に実施
57.4%	21.3%	14.9%	4.3%	2.1%

○平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震の後、厚生労働省はホームの点検箇所について事務連絡を発出したので参考にされたい。なお、協会の BCP モデルでは、平時の建物点検と地震発生時の点検を合わせることで以下を例示している。

有老協・自然災害 BCP モデル		
I. 建物・設備の点検(被災時の点検箇所と同一)		
箇所	異常の有無	補修時期・内容
外壁	なし・あり	
屋根	なし・あり	
屋上高架水槽	なし・あり	
開口部	なし・あり	
地下室	なし・あり	
ボイラー室	なし・あり	
自家発電設備	なし・あり	
柱	なし・あり	
エクспанション	なし・あり	
共用部分のガラス窓	なし・あり	(必要箇所の飛散フィルム貼付)
建物内設備(落下・転倒)防止	なし・あり	
居室内家具等の落下防止	なし・あり	
外部業者による各種点検	なし・あり	(法定・任意点検)

③建物・設備の損傷

○建物の損傷は全体の 63.5%のホームで確認された。

○被害内容で最も多かったのは「建物の亀裂や外壁の剥離」で、ほぼすべてのホームで発生した。次いで「居室内の損傷」、「エレベーターの停止」、「共用部の損傷」、と続く。エレベーターの停止に対しては、業者へ迅速に連絡し、高齢者施設ということもあり優先的に復旧を行っていただけたホームがあ

った半面、復旧までに4日間を要したホームもあった。

○居室内の損傷対策については、居室内を点検して物の落下や家具等へのストッパー設置など、入居者の協力を得て平時から対策を講じる必要がある。また、ホームの反省点として、「従前から修理が必要な箇所があり、事前に直しておけばよかった」、といった意見もあった。

○共用部分の損傷では、高所からの物の落下と設備機器の倒壊が多い。定期的な固定部品の点検をBCPに取り込む必要がある。

○漏水は、15.2%のホームで発生した。居室内や共用の浴場での漏水対策は意外と見逃されがちだが、能登半島の穴水町のホームでは2階の浴場が壊れ、床から1階の天井を破り落水したために、復旧まで相当な時間を要した事例があった。対策を検討しておくべき点の一つである。

○少数だが、2ホームで周辺の地割れやアスファルトの陥没が発生した。緊急時避難の障害となる可能性があった。

被害内容	被害のあったホームにおける発生割合(重複回答)
建物に亀裂が入った、壁が剥離・落下した、など	97.0%
居室内が損傷した	42.4%
エレベーターが停止した	42.2%
共用部分が損傷した	36.3%
漏水等が発生した	15.2%

○建物や設備の損傷の詳細は次の通りであり、各ホームの状況に該当しうる内容について、今後の対策をご検討いただきたい。

ア. 建物の損傷例
－外壁、内壁のひび割れや剥離 －内壁のひび割れが20か所 －玄関前のタイル割れ －内部階段の壁面及び床面の大きなひび割れ －珪藻土の壁にひび －基礎コンクリート部分に数か所の亀裂、館内クロスの亀裂等 －窓枠のゆがみ －2階ホールの床のゆがみ －渡り廊下のエクspansiyonのゆがみ －2つの建物の境目に隙間があいた
イ. 居室の損傷例
－壁のひび割れ －内壁天井に亀裂

- －4室の天井板が外れた
- －壁紙の剥離
- －テレビや額縁などが落下し数台破損。(現在は、家具の転倒を防ぐための固定と落下物による怪我防止の為に時計及び額縁等の壁掛け禁止にご協力いただいている)
- －数室で建具(ドア)等が外れ損傷
- －玄関扉があかなくなった
- －11室でエアコンの室外機が傾いた(固定部品破損)

ウ. エレベーターの停止例

- －エレベーターが止まってしまい、階段を使って入居者の移動を行った(力の弱い職員でも安全に移動できる方法を検討したい)
- －発災から時間が経過して停止。後日、業者対応で復旧した
- －3日間停止し、居室に戻れなくなる方がいた
- －4日間停止した

エ. 共用部分の損傷例

- －棚の扉がロックされていなかったため、食器が落ちてきた。ガラスのコップが上段に置いてあったため、それらが落ちて割れてしまった。余震を考慮し、すぐに食器収納の見直しを行った
- －食器棚の吊具の支柱が外れ、調味料が転げ落ちた。時々点検する必要があった。調味料も重いものは後方に軽いものを前方に置き換えた
- －事務所棚の高いところに重い書類が保管されていて、落下し怪我につながるおそれがあった
- －事務所内のエアコンの設置場所がずれた
- －職員用トイレの壁にひび割れ
- －大浴場のタイルにひび割れ
- －浴室内の水道水が汚染した
- －エコキュート(省エネ性能が高い給湯システム)の倒壊・損傷が8台
- －階段用の施錠システムの不具合
- －天井のエアコンが部分的に外れた

オ. 漏水等の例

- －3～5階の浴室の給湯器が倒れ、給水管が折れて水漏れが発生した
- －配水管がずれてエレベーター内外に水が溢れた
- －下の階へ雨漏りの様に水が落下した
- －4～6階の洗濯機が倒れ、水浸しになった
- －複数の居室内のトイレで水漏れ

※南海トラフ地震による東大阪市への影響予測（新・大阪府地震防災アクションプラン）

○震度と津波

南海トラフ地震は、マグニチュード9クラスの超巨大地震とされています。この地震が発生すると、東大阪市でも震度7以上の強い揺れが予想されます。古い木造住宅や一部の鉄筋コンクリート建築物は耐震性が低く、これにより倒壊や損壊が発生する可能性が高まります。特に地盤が軟弱な地域では、地震による液状化現象が生じ、建物や道路の沈降が発生する恐れもあります。

南海トラフ沿岸部では、地震による津波も深刻な脅威です。津波の高さは数十メートルに達し、沿岸部の住宅や商業施設が壊滅的な被害を受ける恐れがあります。東大阪市の河川沿いでは、津波による浸水被害が広範囲に及ぶ可能性があります。

○建物とインフラの被害

地震による建物の被害は甚大で、古い木造住宅や耐震性の低い建築物が倒壊し、火災やガス・水道管の破損による被害が発生すると予想されます。特に商業地区や住宅地では、倒壊した建物が周囲の建造物に影響を与え、救援活動の妨げにもなる可能性があります。

インフラ面でも大きな被害が予測されます。道路や鉄道の寸断、橋梁の損壊により、被災地域への物資の供給や救援活動の展開が困難になる可能性があります。また、停電や通信インフラの混乱が生じることで、災害対応の迅速な実施が阻害されることが懸念されます。

○救援活動

災害発生後の救援活動は迅速かつ組織的な対応が求められますが、都市部である東大阪市では、多数の被災者が一斉に支援を必要とする状況が想定されます。自治体や救援組織は、事前に十分な災害対策計画を策定し、救援物資の備蓄や避難所の確保、避難経路の整備などを行っておく必要があります。

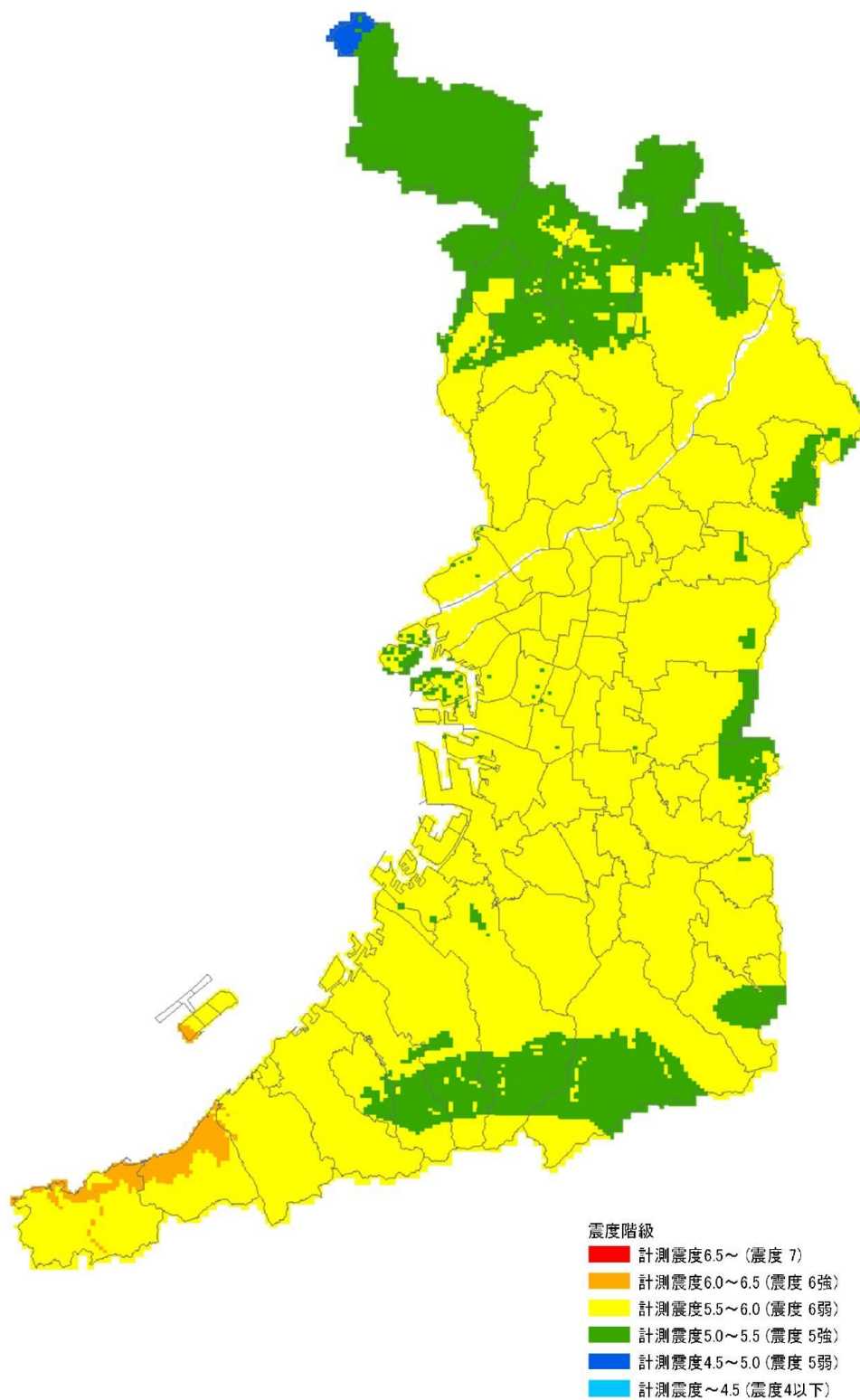
○経済への影響

南海トラフ地震による経済的影響は甚大です。東大阪市の産業や商業活動が停滞し、企業の被害や生産の中断が生じることが予想されます。特に工業地帯や商業施設が集中する地域では、被災後の施設の復旧や再建に時間がかかり、地域経済全体に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。

○震災後の治安情勢

災害発生後の治安情勢は、社会的混乱や不安定な状況が引き起こされることが懸念されます。特に避難所での生活や物資の不足により、一部の個人や団体が混乱を利用して不正行為を働く可能性があります。また、通常時における犯罪活動の増加や、避難所でのトラブルも発生するおそれがあります。地域の自治体や警察機関は、災害時の治安確保に向けた対策を万全に整える必要があります。

震度分布 (Mw=9.0)



2. B C Pの発動基準

○地震時のB C P発動にかかる震度を規定しているホームは、全体の44%あった。

○設定震度の内訳は、市内周辺で震度6強の場合が4%、同6弱が8%、同5強が33%、同5弱が54%であり、震度5弱でB C Pを発動することとしているホームが多い。

○震度以外の発動条件としては、「建物の一部が倒壊した場合」や「ライフラインの停止」、「通信の遮断」、「道路の寸断」、「周辺からの孤立化の確認」、等があった。

○なお、詳細の発動基準を定めている以下のようなホームもある。

「本ホームのB C Pの緊急時体制は1月の平日の午後、最大震度6強の地震が発生、かつ事業所の所在する地域にて全壊多発発生、液状化も現れる。また震度5強の余震が続き、雪崩等も発生、同時多発的に火災も発生する状況、となされている。また被災状況や社会的混乱など総合的に勘案し、対策本部長が必要と判断した場合、その指示によりB C Pを発動し対策本部を設置する。」

○関連して、台風等の風水害については以下のような発動条件が設定されている。

- －大型台風の直撃が見込まれた時
- －警戒レベル2の大雨・洪水・高潮注意報が発令された時
- －河川の氾濫警戒情報（警戒レベル3相当）が発令された場合
- －県沿岸に津波注意報が発令された場合
- －水害、火災などで入居者の避難誘導が必要な場合や、一時的に業務続行が困難と判断する場合
- －自然災害の発生により、建物設備における重大な故障・事故があった場合またはライフラインの中断が長時間にわたる場合
- －災害発生後、建物の損壊や職員の被災により、シフト上業務遂行に支障が出る場合、または入居者の身体等に被害が出て、通常の業務上での対応が困難になる入居者が多くなり、職員の人員不足が顕著になる場合。または当施設が地域の避難施設として活用される場合
- －職員数が定数の60%を下回った場合
- －電気、水道、ガスのライフラインが止まり食堂が機能せず、食料の手配が必要になったときなど
- －土砂災害警報レベルが4の時

○発動基準は地域性や建物等の状況によって異なるが、地震その他の災害を包括して発動基準を修正する場合の一例を示す。

有老協・自然災害B C Pモデル	修正例
C 発動条件 ホーム所在地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合、法人代表者がB C Pを発動する。 また、被災後、建物が損傷し入居者に危険が及ぶ場合、又は各種災害により「警戒レベル3」が発令された場合は、ただちに入居者及び職員の館外避難を開始する。	C 発動条件 ホーム所在地域において、震度〇以上の地震や、大雨、氾濫、土砂災害等の警戒レベルが〇となった場合に、以下の状況を総合的に判断し、法人代表者が本B C Pを発動する。 －建物に、使用に影響が及ぶ損傷が生じた場合 －ライフラインが停止した場合 －道路の寸断やホームの孤立化が確認された場合

3. 避難計画

○調査へ回答したホームのうち、1ホームで館外避難が実施された。入居者全員の避難を判断した理由は、「ホームの建物よりも敷地内にある通所・訪問介護の建物の方が建築上で強固なため」、また「ホームのエレベーターが停止したため」であった。

○その他のホームでは、建物外の避難は実施しなかったが、入居者複数名が非常階段から外に避難しており、居室巡回時に知りえた、というケースがあった。

○避難実施の判断での反省点として、「地震発生後に、避難のことまで頭が回らなかった。」、「当地の津波の被害想定をはっきりと把握してなかったので1階の入居者の避難をするかどうか、判断がつかなかった。」等の意見があった。他方で、「建物が川の横に建っているため、大津波警報が出た時点で、併設事業所の介護職員と一緒に、1階の入居者を全員移動した。」としたホームもある。

○正月、冬、夕暮れ、のタイミングで、地震発生後に玄関扉などはすぐに開放したが、外に避難するという選択肢は考えられなかった、ことを反省点とするホームもある。

○こうしたことから、いつ避難すべきかの基準を BCP に取り込み、災害発生時に瞬時の判断を行うこと、また複合的な災害に関する情報入手の方法も検討する必要がある。ライフラインの停止によりインターネットやテレビでの情報収集ができない場合についても検討しておく必要がある。

○また、避難計画は避難先とそこまでの経路、避難誘導する職員体制、などを現実には照らして綿密に検討しておくことも入居者の生命を守る上で重要な要素となる。本協会の自然災害 BCP モデルで紹介している避難計画の作成方法を参考にされたい。

4. 研修・訓練

○災害時の職員の心理・行動面について、以下の意見があった。

- －経験したことのない状況で、パニック状態で業務をする職員もあり、普段からの訓練や常に災害を想定した動きができるよう意識付けが必要である、と思った。
- －どの職員がどこへ確認に行ったのかが把握しきれていないところがあった。
- －もう少し速やかに安否確認や判断をすることができたことがあったかもしれない。
- －訓練で緊急連絡網の作成などもできており、職員への安否の確認も迅速にでき確認できたことが大変よかった。
- －元旦ということで人員が少ない中には入居者への対応で大きなトラブルはなかったが、各階への入居者の移動などができず普段のケアができない状況であった。

○台風や豪雨ではある程度、対応準備の時間があるが、大規模地震の多くは前兆なく発生するため、特に職員が手薄な夜勤帯を含め、日ごろから行動手順等を習熟しておく必要がある。

○その際に気を付けたいのは、ホームの意見にあった、職員がパニックを起こす場合である。誰もが急な強い揺れに注意が集中し、苦痛やストレスとなり、「恐怖」と感じてしまう、これにより考えていた行動のパターンが崩れる意識変化が起こる可能性がある。これを軽減するには、訓練を繰り返すことが重要である。近年では「防災心理学」に関する著書も多数出版されているので参考にされたい。

有老協・自然災害BCPモデル

F. 研修・訓練

訓練名	内 容	頻 度
BCP机上訓練	・災害時の被害想定 ・発災時対応業務の確認 ・緊急時連絡方法確認 、等	年1回(4月) ※新入職員配置後
避難訓練	・入居者、近隣住民との実動訓練 ※消防訓練との整理は所轄消防署と協議 ・夜間想定の上訓練 ・館外避難場所への誘導訓練 ※「避難計画書」(添付)に基づき実施。	年1回(9月)
安否確認訓練	・居室巡回の実動訓練／机上訓練	年2回(4月、9月)
職員参集訓練	・参集ルート確認の机上訓練	年2回(4月、9月)

5. ライフラインの停止

○金沢市内では、都市ガスが安全確認のために送ガスを一時停止された以外に、電気、ガス、水道の大規模な停止はなかったことが不幸中の幸いであった。ホームによっては熊本地震のように「飲料水として使用していた井戸水が汚染された」、「ガスの安全装置がロックされた」、等があった。

○「地震発生翌日、ガス業者がガスの点検に駆けつけてくれ、異常なく安心して使用可能と伝えてくれたことが心強かった。」との意見があるが、特にガスは、発災時に元栓を閉めてもどの状況で開栓してよいかの判断が現場ではしにくいため、あらかじめガス会社に相談しておく必要がある。

○当時を振り返り、ホームからは反省点等の貴重な意見が寄せられているので、BCP を修正する上で参考にされたい。

- － 一時的にガスが緊急停止したが復旧ボタンがわからなかった。設備的なことも、事前に確認しておく必要があった。
- － 停電が起きた際のブレーカーの場所を職員全員が把握しておかなければならなかった。
- － 水道などの元栓の位置や浴室の給水・排水など元栓の把握ができていなかった。
- － エレベーターの復旧に時間を要したが、問い合わせ先を事前に確認しておけばよかった。
- － エレベーター復旧依頼の対応が遅くなり、直ぐに連絡しておけば、もう少し早く復旧できた。
- － ガスが止まった際に代替手段がなく、ガスコンロを別事業所より借りてこなくてはならなかった。

○多くのホームから、ブレーカーや元栓の位置が分からなかった、外部事業者の連絡先が分からずに対応が遅れた、などの意見があった。これらは BCP に記載し、連絡先は事務室内に掲示しておくなどの対応を検討されたい。

有老協・自然災害 BCP モデル

G. インフラ停止への備え

①電力停止への対応

○機器等の備え

- ・ 自家発電機の稼働方法・備蓄燃料の確認(半年に1回)
- ・ 充電器、電池、手動式備品の備蓄確認
- ・ 自動車バッテリーからの充電機器確保

○最優先する設備

【医療機器、照明器具、冷蔵庫・冷凍庫、照明・空調、ELV、通信機器】

②水道停止への対応

○機器等の備え

- ・ 飲料水確保／入居者・職員1人当たり1.5～3Lの備蓄
- ・ 生活用水削減／簡易トイレ、紙コップ・紙皿、共用浴槽の水張り
- ・ 発災時の給水車用ポリタンク(5L×必要数)を常備

○自治体による、公園等の給水場所情報の入手方法を確認

③ガス停止への対応

○機器等の備え

・プロパンガス、五徳コンロ、ホットプレート、カセットコンロの備蓄
④通信遮断への対応
○機器等の備え
・衛星電話、MCA 無線機、端末充電器、を常備

有老協・自然災害 BCP モデル			
(G) 【連絡先】			
〇〇電力	住所	電話	情報収集用 URL
〇〇ガス			
〇〇市水道局			
<u>エレベーター業者</u>			
(協力医療機関)			
(食材納入業者)			
(おむつ納入業者)			
(有老協)			
※ライフラインの停止対応については、BCP モデルに別途記載あり。			

6. 物資の備蓄

○各ホームでは BCP に基づき必要な物品を備蓄していたと考えられるが、実際には各ライフライン停止への備え(通信機器、医療・衛生用品、発電機、暖房器具、等)や食料品について不足していた、とするホームが多く、事後に備蓄品の見直しが行われた。

○また、備蓄品の保管場所が周知されていなかったことで、職員全員が把握すべきだったと考えるホームもあった。

○備蓄に必要な物資については実際に被災したホームにしか分からない点が多い。協会の BCP モデルには、東日本大震災以降の大地震対応を参考にした備蓄品をリスト化しているが、以下のホームの意見と併せて検討されたい。

【良かった点】

- －物資に不足はなかった。
- －ガス、水道、電気は停止せず、準備してあった食事や水などに困る事はなかった。
- －その日のうちに、水、お茶、毛布、簡易トイレ等をインターネット通販(Amazon、楽天)で注文した。商品がすぐに届き確保できたが、後日発注しても到着までかなり時間がかかった。

【反省すべき点】

- －災害用に皿や箸など準備はしていたものの、思っていたより数が少ない物もあり、多めに準備をしておけばよかった。
- －備蓄品の確認をしておけばよかった
- －温水が使用できないときなどの手段を考えておくべきだった。
- －もしライフラインが停止していたら、季節的に「暖を取る」方法を確立しておく必要があると思った。
- －停電した場合に備え、「照明」の確保が必要だと感じている。
- －防寒具が少なかったのもっと備蓄しておけばよかった。
- －水、お茶、非常食の備蓄をもっとしておくべきであった。
- －もし物資供給が金沢市全体で滞る状況になっていたら、備蓄だけでは事業継続は難しかった。
- －倉庫がいっぱいで備蓄品が少なかった。
- －停電時はホーム運営上で危機的状況になるので、「大型又は複数の発電機」を準備しておくべきだった。
- －エレベーターが想定以上に停止(3日間)してしまい、配膳車を使って食事を配膳できず、階段を使って職員が運んでいた。「軽量ワゴン」を複数購入しておけばよかった。
- －「予備電源」の準備がなかった。
- －「懐中電灯」の用意がされていなかった。

○以下は、これらの経験を踏まえ、地震後にホームが採った対応の一例である。

- －生活全般における備品、通信機器、医療・衛生用品、発電機を備蓄した
- －満室時人数×3 日分の食料と飲用水を確保
- －簡易式トイレグッズを購入

- －給水車から水を分けてもらうための給水タンクを購入
- －北陸の冬場の震災を想定して防寒シートを購入
- －明かりの確保として全居室に電池式のランタンを設置
- －灯油ストーブ 3 台、入居者数分のカイロ 3 日分を準備

7. 職員体制

○地震発生後に連絡が取れない職員の安否確認に苦労したホームもあったが、全体としては特に LINE による連絡が非常に有効だった。

○初動後の勤務体制として、残業や夜勤体制の強化等が行われたが、一部には余震の長期化に伴う職員の「過剰勤務」を不安視するなど、新たな課題を解決する必要性を感じ、取り組みを進めたホームが多かった。

－たまたま職員全員が事務所におり、コアスタッフのみだった為、スムーズに情報交換・共有ができ、対応できた。しかし、パート職員などが別の階にいたり、コアスタッフがいないときにでも、残った職員で対応できるように、職員の教育も強化していく。

－職員が慌てずにそれぞれの役割をすることで入居者もパニックになることなく落ち着いて行動できた。

－地震発生直後に施設長がホームとの電話連絡を行い、適切に指示ができ、被害状況がすぐに把握できた。

－施設長と代表者との連絡をすぐにできた。ご家族様や身元引受人等にその当日中に、連絡した。

－緊急時は、会社だけでなく担当者の個人連絡先も必要と感じた。

－職員が駆け付けられないことを想定し、一人で何ができるか日頃からシミュレートしておく必要がある。

－夜間の職員が少ないときでなくてよかったが、それと同時に夜間想定での対策も訓練を含み見直したい。

－夜間帯の対応を1名から2名に変更した。

－職員が残業や臨時夜勤の追加、勤務変更で入居者に不備がないようにできた。

－1月3日まで余震の心配もあり、当直業務を追加して対応したが、スタッフへの業務過多につながる（その後も能登応援等になり、連続勤務を余儀なくされた）。

－職員同士の安否や被害状況の確認が行えたことで、勤務を調整できた。

8. 発災時の初動

(1) 入居者の安否確認

○地震の発生が夕食前で、多くの入居者が食堂等に集まっていたホームが多く、比較的に居室巡回がしやすい状況にあった。

○居室巡回は、約8割のホームで 10 分以内に始められており、突然の大きな揺れの直後から、職員が初動を開始していることがうかがえる。

発生5分以内	発生10分以内	発生30分以内	揺れが収まってから
57.7%	23.1%	7.7%	11.5%

○「発生5分以内」と回答したホームでは、「自分の感覚的には、『すぐに各居室の確認をしなければならない』、という考えになり、他の職員と共に確認の行動に移せたのが良かった。」といった、発生時の瞬時の反応、判断が見られた。

○以下は、各ホームの初動対応への事後評価である。

【良かったと考える点】

- －地震発生直後の安否確認と設備等の破損状況の確認の対応が素早くできたので良かったと思う。
- －地震発生直後、頭を下げ毛布や座布団等で覆うように、また揺れが収まるまでその場を動かないようにと速やかに指示し、入居者の安全確保ができた。
- －大きな揺れがあったのと同時に入居者の近くにいた職員は入居者にお声かけを行いながらお身体が倒れたり車椅子から転落したりしないように支えていた。
- －入居者にすぐに声を掛けて全員1階に降ろし、2階には誰もいない状況にできた。
- －夕方ということもあり、割とホールにみなさんが集まっていたため、安否確認がスムーズに行えた。
- －発生直後に1階の入居者を2階へ移動して不安を和らげた。
- －入居者全員が1か所に集まり、職員の目が届く範囲にいた。
- －夕食前の時間帯だったため、多くの入居者が食堂に集まっており、安否確認や不安を解消する言葉かけなどがスムーズに行えた。
- －不安を感じた入居者に対し「館内放送」で状況を伝えて安心させる対応がよかった。
- －声掛けなどで避難をスムーズに行う事ができた。ストーブなどの暖房設備をそれに合わせて使用し、入居者の不安を軽減することができた。
- －大きな揺れがおさまった後は、各階の職員が非常口の確保と各居室の安否確認を迅速に行っていた。

【反省点】

- －寝たきりの入居者には、マットの下にオプティマルシート(搬送用シート)を敷いておけばよかった(入居者をマットごと搬送する前提で)。
- －入居者に怪我がなく、建物の被害もなかったので落ちついて対応できたが、仮にそうだった時に落ち着いて対応できるが心配。日頃の訓練の必要性を再認識した。

有老協・自然災害 BCP モデル

※「発災時～職員参集前」

K. 災害発生後の業務**[1] 発災時の初動**

対 応	担当者	具体的対応内容 (※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、作成時に削除する。)
自身と周りにいる入居者の身を守る行動		
(火災対応～避難誘導)		
負傷者の救護～搬送		
閉じ込め者の救出		
館内放送等		※入居者の不安を軽減するため館内放送で絶えず情報提供を行うことで効果があった。(東日本大震災、熊本地震)
ライフラインの状況確認		

(2)職員の招集

○本協会のBCPモデルでは、職員の参集は地震の程度によって取り決め、また職員やその家族等の被災状況に配慮することとしている。

○今回の地震では、13.5%のホームにおいて職員の緊急招集が行われた。招集者は施設長が多く、一部で法人代表者や看護師、という回答もあった。招集したホームの意見では、想定以上に職員の数が必要になったため、との意見もあったが、従来の緊急連絡網が機能しなかったケースもあり、ホームに合った形での備えが必要である。

○以下は、緊急招集が必要だと判断した理由と参集率である。

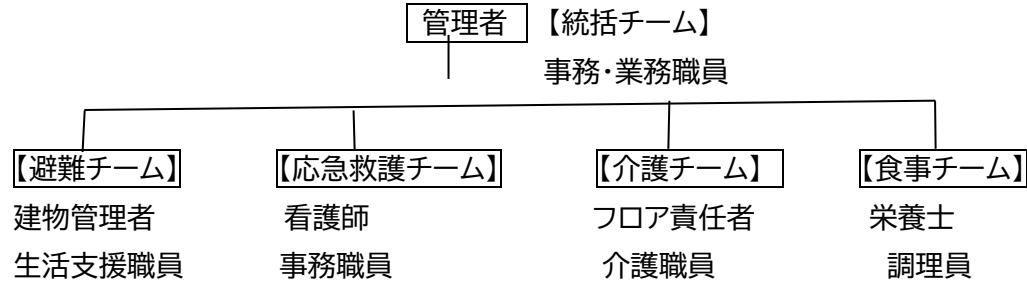
余震に備え、安否確認を行った際に、職員の中でも施設の近場に住んでいる職員で来られる人だけに招集を行った。入居者は介護度が高い方が多く、不安定になるおそれがあったため(余震等が長引いていたことが怖かった)。	100%
ホームでは、震度5以上は招集することになっているため。連絡がとれた職員で、近場の職員(看護師や相談員)が来れた。	60-70%
震度が大きかったことや、地震対応が初めてで現場のスタッフがパニックになっていたため。火災等の非常時に備えて連絡網を作成しており、日頃から何かあった際には連絡するようにという体制をとっていた。	30%
建物内の被害状況をみて、出勤者だけでは手が足りない判断したため。(居室内等が散乱していたので、片付けが大変になると考えた。)上司や近場の職員が来てくれた。	20%
急な地震だったことと、テレビ等で緊急避難が強く呼び掛けられていたため。	10%
当時出勤していた現場の職員が、助けがほしいということで声掛けを行った。(現場にいた訪問介護管理者→デイ・ホームの管理者→各職員という流れで連絡をとった) 利用者の安全確保や、安定させることに時間がかかったため、訓練通りの招集連絡とはいかなかった。	10%
マニュアル通りの対応を行い、緊急招集という形で連絡したが、結果的にどの職員も来れなかった(帰省等の事由)。	0%

○以下は災害対応体制と緊急招集基準の例だが、先述したように日勤帯と夜勤帯での対応を分ける検討も必要となる。

有老協・自然災害BCPモデル

J. 人的体制

1. 災害対応体制



2. 職員参集基準

職 種	第3配備 (震度6強以上)	第2配備 (震度5強・6弱)	第1配備 (震度5弱)
管理者	出 勤	出 勤	ホームに状況を確認し、必要と判断すれば出勤
各サービス責任者 看護師 防火管理者			ホームの招集により出勤
一般職員		各サービス責任者の指示により出勤 (緊急招集に備える)	
○ただし、自身や家族が死傷した場合、自宅が被災した場合、出勤に危険を伴う場合、については、出勤の必要はないものとする。この場合は適時、ホームに連絡すること。			
出勤者			
統括チーム	○名()	○名()	○名()
避難チーム	○名()	○名()	○名()
応急救護チーム	○名()	○名()	○名()
介護チーム	○名()	○名()	○名()
食事チーム	○名()	○名()	○名()

3. 緊急時連絡方法

1. 統括チームは、LINEグループにてBCP発動を職員全員に同報する。
2. 各職員は、安否状況および出勤可否について報告する。

9. 初動後の対応

○地震発生後、初動対応を行った後、夕食の提供から就寝までの業務について、各ホームが状況に応じて臨機応変な対応を行った。

○本協会の BCP モデルでは、初動業務と発災当日の業務を分けて規定しているが、実際には直面する状況や職員体制に応じて柔軟に対応する必要がある。

- －各居室を訪問し、余震に備えリビングに集まってもらうなどした。またその後の発災を考慮し、建物横に移動用の車（鍵付き）を準備し、すぐに避難できるよう準備した。
- －居室の食器棚から食器等が飛び出さないよう、一時的にテープを張り付けた。
- －外出していた方の安否を確認するため、連絡を取った。
- －天井板が外れた居室は応急処置をして安全を確保し、対応できなかった居室は使用せず、別の居室に移動していただいた。
- －全居室の玄関を開けた状態で過ごしていただいた。
- －不安を訴える入居者への対応では、ライフラインがいつ止まるか不明だったので早めの夕食に切替えた。
- －ライフラインの状態確認と建物の損傷確認を職員が手分けして行えたため、夕食をしっかりと提供でき、就寝への準備も整えられた。
- －夕食の準備に近い時間だったが、エレベーターが停止した中でも、備蓄してあったお弁当容器を使用し、スムーズな食事提供を行う事ができた。
- －エレベーターが停止し上階の利用者が1階の食堂に降りることができなくなり、職員が協力して食事の配膳をスムーズに行えた。
- －厨房が機能していたため、居室配膳の対応（使い捨て容器）へすぐに切り替え、食事を提供できた。
- －上階の入居者は家具等が倒れ、居室で就寝できる状態でなかったため、職員が空き部屋等に本人の布団を持ちこみ、寝床を確保した。
- －翌日には職員が手分けし、物の倒壊や水漏れがあった居室を整理して生活できるようにできた。
- －エレベーターや浴室が使用ができない中で、できる限りのケアを入居者に提供（各階での食事提供と見守り、清拭対応など）することができた。

有老協・自然災害 BCP モデル

K. 災害発生後の業務

[2] 発災当日（参集職員到着後）

対 応	担当者	具体的対応内容 ※以下の注釈は過去の大地震での参考情報であり、 作成時に削除する。
職員の参集		※ガソリンが不足し、職員が出勤できなかった。（東日本大震災）
居室の安否確認		※入居者の安否確認は、フロア単位での確認ルートとし職員が手分けして実施した。（阪神・淡路大震災）

		※居室内で物が落下し受傷する入居者あり。平時から点検と対応が必要。(東日本大震災)
ライフライン代替手段実施		※オール電化の施設で停電が続き、サービス提供に支障を生じた。(東日本大震災) ※エレベーターが停止し復旧まで時間がかかった。入居者の居室からの移動手段が必要。(東日本大震災) ※ガス管の破損、停電による業務困難事例が多く報告された。(東日本大震災) ※断水が続き近隣の河川から水を汲み上げて対応した。(熊本地震)
通信手段の確保		※携帯電話が不通となったが、固定電話や災害時伝言板が有効に使えた。(東日本大震災)
建物・設備点検	事務担当者	平常時の点検箇所を目視し、損傷個所を記録する。
(業務拠点確保)		※事務室や共用部分が使用できず、職員、入居者全員を別の事業所に移して業務を継続した。(熊本地震)
連絡不能な職員の安否確認		
災害時業務開始	全員	
建物・設備の応急修理		
関係者への連絡 ・入居者家族 ・自治体、協力医 ・有老協[報告フォームを使用] ・近隣ホーム	事務担当者	
防寒・防暑対策		※余震に対し入居者が居室での生活を不安に感じるため、食堂に布団を敷いて全員で寝たが、簡易ストーブ等の備蓄がなく寒さが厳しかった。(東日本大震災)
外部の問い合わせ対応		

有老協・自然災害 BCP モデル

D. 優先業務

1. 被災後数日間の業務方針

経 過 目 安	発災時 夜勤者のみ	発災後 6時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
出勤率	5%	30%	30%	50%	100%
在庫量	100%	90%	70%	20%	通常
ライフライン 復旧率	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 0% 水道 0% ガス 0%	電気 50% 水道 30% ガス 20%	電気 100% 水道 50% ガス 30%
業務基準	職員、入居者の安全確認のみ	生命と安全を守るための必要最低限の業務	食事、排泄介助中心。その他は休止や減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づく	ほぼ通常に回復
食事サービス	－	備蓄食 備蓄飲用水使用	炊き出し 栄養補助食品 備蓄飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開 備蓄又は水道による飲用水使用	インフラ復旧の範囲で調理再開 備蓄又は水道による飲用水使用
食事介助	－	必要な入居者に介助			
口腔ケア	－	人員体制が整うまでなし	必要な入居者 はうがい	適宜介助	ほぼ通常通り
水分補給	人員体制が整うまでなし	必要な入居者に介助			ほぼ通常通り
入浴介助	－	失禁等がある入居者は清拭	清 拭		インフラ復旧次第、入浴に切替
(※以下、管理業務、生活支援サービス等については略)					

2. 介護業務(◎:必須、○:状況に応じて実施、×:実施しない)

業 務	優先度	サービスレベル
起床時	◎	バイタルチェック、ウェットティッシュで洗顔、口腔ケア
排 泄	◎	通常通り
離 床	○	無理に離床を勧めないこともあり

食事・補水	◎	備蓄食材を使用して提供
移 動	◎	介助歩行者の車いす利用もあり
入 浴	×	清拭に切り替え
就寝前	○	口腔ケア
通院介助	○	通院が可避な場合のみ実施

10. 外部連携

○入居者の家族への連絡をすぐにできたホームと、実施する余裕がなかったとするホームがある。BCPの見直しでは、発災当日の業務として規定されたい。ホームの中には、「家族には入居者が無事であるという第一報を携帯電話で連絡したが、家族から本人に伝えてほしい事柄もお受けし、対応に安心してもらえた。」という対応も行われている。

○当日に近隣住民が避難してきたケースがあったが、食事を提供できたホームと、入居者への対応を優先し十分に対応しきれなかったホームとに分かれた。できる限りの範囲で対応できるように検討されたい。

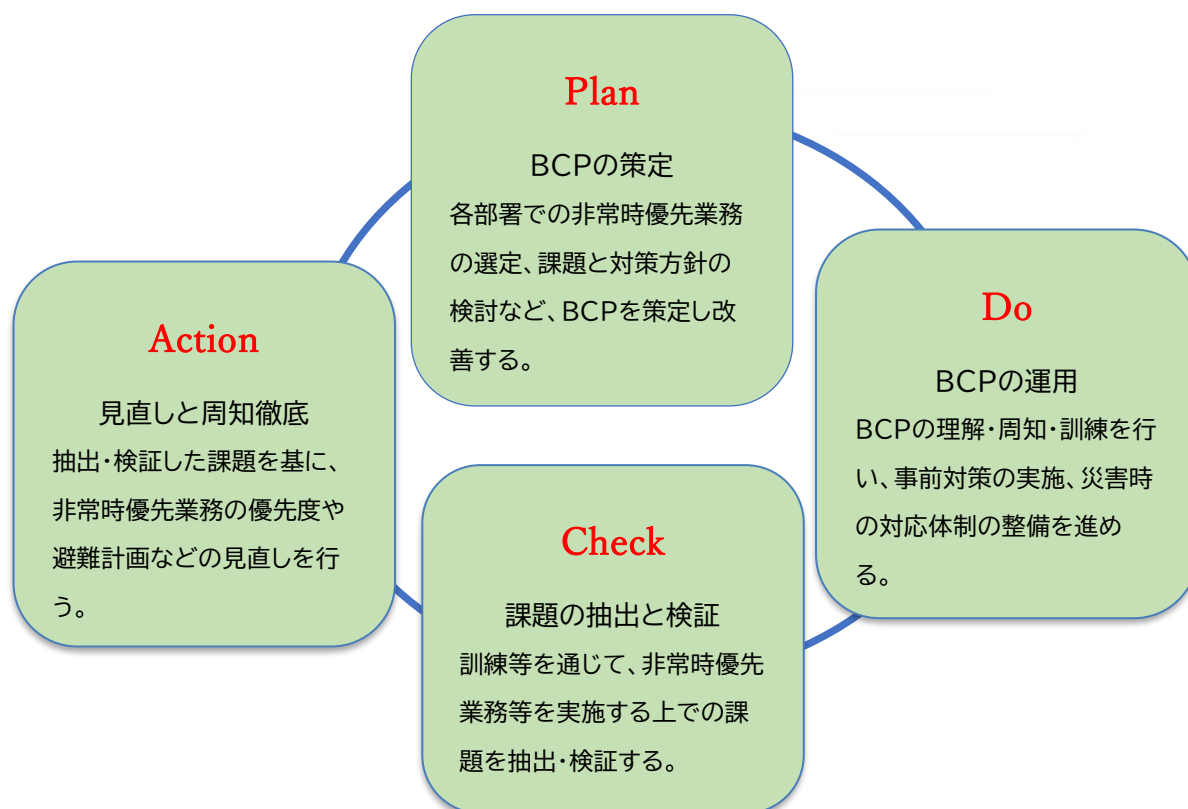
○自治体に対しては、福祉避難所設置に対しての設備(発電機等)及び物資の備蓄購入助成を希望する意見や、備蓄品が自治体から配布されればとても助かる、との意見があった。

○他方で、近隣のホーム間で助け合えることができないか、との意見があった。ご参考までに本協会では一部の地域で災害発生時に職員、入居者、物資に関して協会会員間で迅速に共助できる仕組みの構築を図っているところである。

有老協自然災害 BCP モデル	
L. 地域連携	
1. 近隣ホームとの連携	
被災時の連絡先	〇〇ホーム 住所: 電話: メールアドレス
入居者の相互受入れ	・当ホームでの受入可能人数:自立〇名、要介護〇名 ・〇〇ホームでの受入可能人数:自立〇名、要介護〇名
職員相互派遣	・双方で〇名程度の派遣可能
備蓄物資の融通	・双方で不足する物資を可能な限り提供しあう ・必要物資の調達方法について情報交換する
避難訓練の共同実施	・外部避難所への避難方法、双方の建物への避難について検討する
2. 地域住民の支援	
入居者へのサービス提供に支障がない範囲で、地域住民の避難を受け入れ、必要なサービス提供を行う。	

11. BCP の見直しについて

○各ホームが策定する BCP は、平時の運用を通じ、課題を抽出したうえで改善を図ることとなる。



○能登半島地震では、日頃から災害時を想定したシミュレーションが行われていたことで、混乱なく業務ができたホームが多く、特に建物の損傷状況や入居者及び職員の人的被害確認などを分担して対応できたホームがあった一方で、優先業務を細かく決めておくべきだった、とするホームもあった。○また、「職員共有のマニュアルを作成しておくべきだった」、「BCPを作成はしていたが内容が一部更新できていないとか、全職員にファイルの置き場や細かい内容の周知ができていなかったため、BCP に沿った動きができていなかった」、「BCP を日頃から職員の目につく(すぐに確認できる)場所に設置しておけばよかった」、といった意見もあった。BCPは常に再検討し、外部連絡先の情報も含め、最新の情報に更新し、いざという時にはすぐ参照できるようにしておきたい。

○その他、BCPの見直しに際し、ホームからは経験を踏まえ、細かな点で対策が必要な設備・備品等についてご意見をいただいたので、上記と併せて検討されたい。

- －地震発生直前の警報(TV や携帯電話等)が鳴ったことで、地震が起きる、とすぐに認識し判断できればさらに迅速に行動ができた。
- －地震に加え津波情報も出てテレビから流れるアナウンサー等の音声は、逆に恐怖を感じたため、食堂にあるテレビは音量を下げて、入居者が不安にならないようにした。
- －職員は、随時情報がとれるよう、携帯電話を携帯して勤務するようになった。

－食事準備中で食器棚の扉が開いていたので、食器などの安全な整理の仕方が必要
－エレベーターが停止しても入居者を居室にお連れするため、力の弱い職員でも安全に対応できる機器が必要。
－ローリングストックで消費しながら備蓄する習慣をつけていきたい。
－入浴を中止し、浴槽に水を張ること。
－入居者には認知症の方もおり、しばらくしたら地震が起きたことも忘れ、通常の生活になっていた。余震もあり備えていても理解に乏しいので、何度もお伝えすることの難しさを痛感した。余震にも留意したケアに当たりたい。

以上

参考1. 今回の投影資料

はじめに

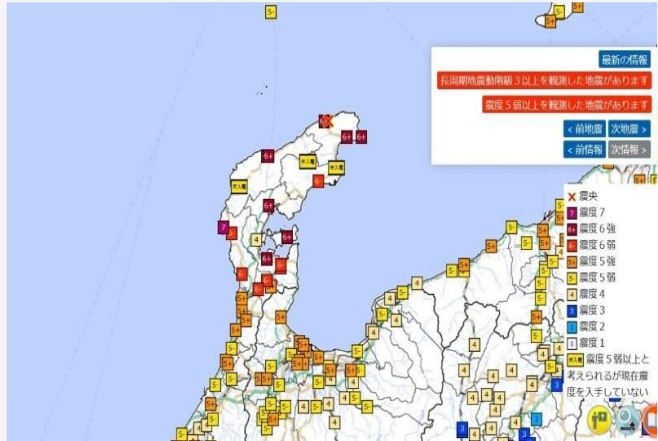
2024年1月1日に発生した能登半島地震は石川県及びその近県に甚大な被害をもたらした。

金沢市内のホーム、サ高住は、発災直後から入居者の生命・身体保護のために様々な活動を行った。

この取り組みについて、金沢市福祉健康局介護保険課の全面的なご協力により、市内事業者の皆様にも事後調査を実施した。

実際の取り組みを通じて得られたデータは、各ホームが自然災害BCPの見直しを図る上で、非常に重要な示唆となる。

本紙では、このうち **11** のポイントを示す。



1

1. 地震発生時の状況と、被害の状況

1 発災時の状況

○元旦の午後4時過ぎで、要介護者の多いホームでは食堂等に集まっていた
○ホームによっては正月シフトで手薄な体制

2 入居者の被害

○調査回答ホームの入居者数は、1,767名
○確認できた限り、被害は2名に留まっている

3 建物等の損傷

○63.5%のホームで建物や設備に被害あり
○エレベーター停止や漏水等の影響が大

資料P4

2

(建物等の被害状況)

詳細はテキスト参照

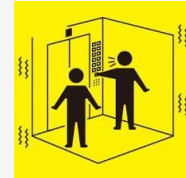
① 建物の亀裂、壁の剥離等 (97.0%)



② 居室内の損傷 (42.4%)



③ エレベーター停止 (42.2%)



④ 共用部分の損傷 (36.3%)



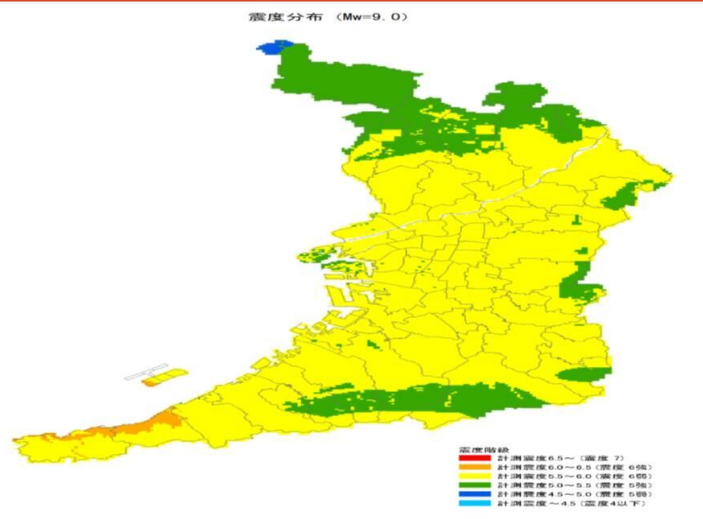
⑤ 漏水 (15.2%)



資料P4

3

※大阪府での南海トラフ地震の影響【震度分布】



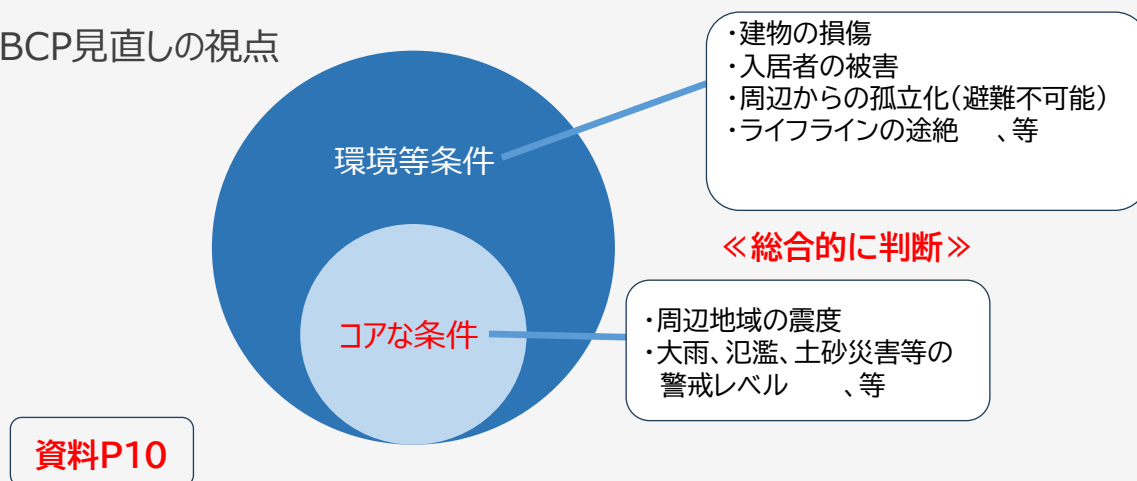
資料P8

4

5

2. BCPの発動基準

BCP見直しの視点



6

3. 避難計画

- 発生時に館外避難を行ったのは1ホームであった。
理由)敷地内により堅牢な建物があつたため。
- 河川の横に立地するホームでは、津波警報により、入居者を上階に移動した事例があつた。

【見直しの視点】

- ◆入居者の心身状況を踏まえた、綿密な避難方法を設定する。
- ◆日勤帯・夜勤帯ごとの対応方法
- ◆情報収集方法を検討する。



資料P11

7

4. 研修・訓練

- 経験したことない状況で、パニックを起こす職員がいた。
- どの職員がどこに向かったかを把握できなかった。

【見直しの視点】

- ◆机上訓練と実動訓練を組み合わせ、職員の習熟化を図る。
- ◆安否確認・避難・職員参集の訓練を行う。

5. ライフラインの停止

○地震による大規模な電気・ガス・水道の大規模な停止は見られなかった。ホームからは、「ブレーカーや元栓の位置を職員が知らなかった」、「電気事業者等の連絡先が分からなかった」、などの意見があった。

【見直しの視点】

◆電気、ガス、水道が途絶した場合の対応方法を検討する。

◆業者の連絡先、機器の元栓等の位置を事務所内に掲示する。

8

資料P13

1 電気 自家発電機、備蓄燃料、自動車バッテリー充電機器、電池

2 ガス プロパンガス、五徳コンロ、カセットコンロ、ホットプレート

3 水道 飲料水、生活用水、給水タンク、河川水汲み上げポンプ

6. 物資の備蓄

○ライフラインが停止しなかったことで、備蓄品に頼る心配がなかったホームが多い。
○しかし、仮に停止していたら、という視点で振り返ったときに、備品から食料まで様々な意見が寄せられたので、今後の参考にされたい。

【見直しの視点】

◆有老協・自然災害BCPモデルでは、熊本地震以前の地震で被災したホームの意見を踏まえた備蓄リストを規定している。

9

資料P15

物資の備蓄リスト(INDEX)

※備蓄品は、有老協自然災害BCPモデル参照

1. ライフライン対応機器
2. 事務用品
3. 食料品
4. 介護・医療用品
5. 衛生用品
6. 事務用品
7. 通信機器

7. 職員体制

○職員に連絡が取れなかったホームが一部であったが、概ね安否確認等が行えた。

○残業や夜勤体制の強化、他の被災地への支援等で、職員の過重勤務を不安視する意見があった。

【見直しの視点】

◆緊急時の職員シフトにより、職員への負担を均等に軽減する計画を立てる。

※東日本大震災の際は、対応が長期間に及び、シフト調整等が頻回に行われた。

資料P16

10

8. 発災時の初動

(1)入居者の安否確認

○地震の発生時刻は、入居者が食堂等に集まっていたこともあり、57.7%のホームで発生後5分以内に初動を開始できていた。

【見直しの視点】

◆発災時を起点として、時間軸で具体的な初動業務を規定化する。

◆特に、日勤帯・夜勤帯の人員でできる業務を検討する。

資料P17

(2)職員の招集

○13.5%のホームで職員の緊急招集が実施された。
○なかには、連絡網が機能せず、職員が1人も参集できなかったホームがあった。

【見直しの視点】

◆災害の程度に応じて職員の招集基準を定める。

◆LINE-GPなど、確実性の高い連絡方法を利用する。

資料P19

11

9. 初動後の対応 発災時の状況

- 初動後の対応は地震の発生時刻により異なるが、能登半島地震では、夕食の提供と終身時の介助等が中心となった。
- ホームからは、特にエレベーターの停止による食事提供の問題、入居者の就寝場所の確保等の問題が指摘されている。

【見直しの視点】

- ◆発災当日の業務では、ライフラインの停止下でのサービス提供への備えが重要となる。
- ◆有老協・自然災害BCPモデルでは、職員参集後の業務として以下を例示している。

【ライフライン代替手段の実施】－【通信手段の確保】－【建物・設備点検】
－【業務拠点の確保】－【職員の安否確認】－【優先業務開始】－【応急修理】－【関係者連絡】－【防寒・防暑対策】－【外部対応】

資料
P21

1 2

10. 外部連携

- 入居者の家族への連絡をすぐにできたホームと、実施する余裕がなかった、とするホームに分かれた。
- 近隣住民が避難してきた際に、食事の提供等を行えたホームと、十分に対応しきれなかったホームに分かれた。

【見直しの視点】

- ◆入居者への対応が最優先されるべきだが、近隣住民が避難してくる場合などにも、最大限に対応することが望ましい。
- ※有老協では地域内連携を構築中

資料P25

1 3

11. BCPの見直し

- ホームから、「優先業務を細かく決めておくべきだった」、「BCPに沿った行動ができなかった」、「目につく場所にBCPがなかった」、等の意見があった。

【見直しの視点】

- ◆BCPは過去のお他ホームでの地震対応も参考にし、常に見直しを図ることが大切。

資料P24

参考2. 本協会について

日常的なホーム運営上のご相談対応から災害時の対応まで、様々な会員支援を行っています。ご入会についてはお気軽に松本までご連絡ください。

 公益社団法人全国有料老人ホーム協会

入会のご案内

INFORMATION ON JOINING



安心・安全・質の高い老人ホーム運営をサポートします

有料老人ホーム業界において 「入居者保護」「事業の健全発展への貢献」を 目的に活動しています

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」）は、民間の創意工夫の精神の下に有料老人ホームを運営している法人が集い「社団法人全国有料老人ホーム協会」として昭和57年に設立し、入居者の保護と事業の健全な発展を目的に活動しています。

昨今、有料老人ホーム業界を取り巻く環境は、人口の高齢化、介護ニーズの増加、人材不足、物価高騰、制度改正など、様々な課題に直面しています。こうした課題に対応するため、有老協では会員事業者の運営をサポートし、事業者の声を国に届けることで、事業の持続的な成長と発展を支援しています。



事業者のために

事業の質を向上



入居者のために

相談・保証・支援制度
の充実

有老協の 取り組み



国・自治体との連携

有料老人ホームへの
指導監督をサポート

より多くの皆様のご入会が大きな組織の力となって、業界の未来を創ります。
ぜひご入会をご検討ください。

有老協は、会員の安全で質の高いホーム運営と利用者からの信頼獲得に貢献するため、以下のサービスを実施しています。

	サービスメニュー	正会員/ 開設前	情報会員	準会員
 情報提供	情報提供(ホームページ・メールマガジン・協会通信)	○	○	○
	事業設立・運営相談対応	○	○	○
	賛同会員等の優待サービスの利用	○	○	○
 リスク対応支援	入居者生活保証制度(前払金保全制度)	○	-	-
	有料老人ホーム賠償責任保険	○	○	○
	入居者生活支援制度	○ (正会員のみ)	-	-
 品質向上支援	各種研修・セミナーの受講	○	△	△
	地域活動のサポート	○	△	△
	コンプライアンス確認	○	-	-
	あんしん宣言(自主点検)実施のPR	○	-	-
	第三者評価の受審とPR	○	-	-
 入居促進支援	入居促進のサポート	○	-	-

※事業者向けサービスメニューの詳細は次ページをご参照ください。

△は内容に応じて利用条件が異なります。

有老協では国・自治体、消費者(入居者)に向けた取り組みも行っています。

国・自治体に向けて

厚生労働省・国土交通省等と定期的な意見交換を行い、現場の声をお伝えしています。また、自治体と連携し、以下の取り組みを実施しています。

- 指導監督上の相談対応
- 「運営事業者集団指導」への講師派遣
- 「設置運営指導指針」改正等の支援
- 調査研究事業等での連携
- その他、情報共有

消費者に向けて

適切な有料老人ホーム等をご選択いただき、入居者の安心と安全を守るための取り組みを実施しています。

- 入居相談・苦情対応
- 「有老協・リビング倶楽部(入居検討者向け会員制度)」の運営
- 消費者向けのセミナー等への講師派遣
- 消費者向けイベントの運営、企画サポート
- 情報提供

ご入会について

■ 会員種別

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を運営している(予定含む)法人

開設前の法人

開設前会員

- 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている「有料老人ホーム」事業主体
- 高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した、又は事前協議を行っている開設前の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体

年会費 60,000円～(不課税)

開設後の法人

正会員

- 老人福祉法第29条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済の「有料老人ホーム」事業主体
- 高齢者住まい法第5条第1項に基づき地方公共団体に登録した開設済の「サービス付き高齢者向け住宅」事業主体

年会費 120,000円～(不課税)

情報会員

- 開設済の「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」の事業主体

※法人が運営する全ての有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の、
居室数の合計が40室以下対象

年会費 [30室以下] 30,000円(不課税) [31～40室] 40,000円(不課税)

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅以外の高齢者向け住まいを運営している法人

準会員

有老協の事業に賛同する各種高齢者住まい事業の事業主体

- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
- ・高齢者向け分譲住宅におけるサービス提供事業

年会費 100,000円(不課税)

上記以外の法人

賛同会員

有老協の事業目的に賛同する法人又は団体で、上記の会員対象法人でないもの。

年会費 100,000円(不課税)

■ ご入会方法

有老協HPより必要な書類をダウンロードしていただき、ご記入後ご提出ください。

有老協で内容を確認後ご入会いただけます。

※お申込み方法の詳細は有老協ホームページでご確認ください。

ご不明な点につきましてはお気軽にご相談ください。

ご入会
については
こちら



https://www.yurokyo.or.jp/join/join_method

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

協会概要

Association Overview

名 称 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
設 立 昭和57年（1982年）2月8日
住 所 〒101-0021
 東京都千代田区外神田2-5-15 外神田Kビル4階
T E L 03-5207-2761（代表） 03-5207-2763（入居・苦情相談）
 ※入居・苦情相談電話：午前10時～午後5時
 月～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）
 ※面談は要事前予約
F A X 03-5207-2760
ホームページ（法人向け） <https://www.yurokyo.or.jp/>

沿革

History

昭和57年（1982年） 社団法人全国有料老人ホーム協会設立（旧 厚生省許可）
昭和63年（1988年） ホームの入居に関心のある消費者の会員制度として
 「有老協・リビング倶楽部」（旧 輝・友の会）発足
平成 3年（1991年） 老人福祉法30条に全国有料老人ホーム協会が規定される
 運営法人の倒産に備えた入居者保護事業
 「入居者生活保障制度（旧 入居者基金制度）」発足
平成18年（2006年） 老人福祉法で「入居者生活保証制度」が前払金の保全措置の一つに位置付けられる
平成25年（2013年） 社団法人から公益社団法人へ移行

アクセス

Access



- JR「秋葉原」駅（電気街口）より約550m
- つくばエクスプレス「秋葉原」駅（A3出口）約650m
- JR「御茶ノ水」駅（聖橋口）約550m
- 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅（1出口）約500m
- 東京メトロ銀座線「末広町」駅（3出口）約550m
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅（B2出口）約600m
- 都営地下鉄新宿線「小川町」駅（A5出口）約650m
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町」駅（A5出口）約650m